

月極定期契約要項

甲 九州産交ランドマーク(株)
乙 契 約 者

1. 月極定期契約方法及び更新手続きについて

申込み及び契約については、別途、月極契約申込書及び誓約書に定められた事項を記入の上、契約するものとする。更新手続きについては、毎月20日～月末までとし、契約終了日までに更新手続きがない場合は解約したものとみなす。解約の場合は甲に定期券を返納する。

※必ず、旧定期券を持参して下さい。

(受付時間) AM 8:30 ~ PM 6:30 但し新規の方は PM 6:00 までにお越し下さい。

2. 月の途中における契約及び解約について

月の途中における新規契約の当該月の駐車料金は、別表の通りとし、当該月における途中解約の場合は払戻しは行わない。

3. 定期券の取扱いについて

定期券は、乙が責任をもって大切に保管するものとする。

定期券を紛失した場合は、直ちに甲に届出をし、再発行の手続きをとるものとする。

再発行手数料は2,100円(税込)

4. 賠償責任について

- (1) 甲は駐車場内において平穏かつ公然に乙の自動車を運転する者を正当な乙の自動車の保有者と推定し、これによって損害が発生しても甲はその責を負わない。
- (2) 乙が故意又は過失により当駐車場又はその施設並びに当駐車場に駐車中の他の自動車に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。
- (3) 天災地変・火災、その他、甲の責に帰さざる事由で発生した事故により乙の自動車・その他の物件に損傷が生じた場合、甲は一切その責を負わない。

5. 契約の解除について

甲又は乙は1ヶ月前の予告をもって本契約を解除することができる。但し、甲又は乙において、本契約に違反行為があった場合は、予告なく直ちに本契約を解除することができる。

※係員の指示に従わなかった場合も含む。

6. 契約車両の一時変更について

車両及び車両番号が変更となる場合は、乙は甲に事前に申し出をし、所定の手続きをとらなければならない。又、一時的に変更(代車)の場合も、その都度、事前に届出をし甲の許可を得るものとする。

7. 契約以外の駐車料金について

契約条件以外の日時における当駐車場の利用については、その都度、当該料金を支払うものとする。

九州産交ランドマーク(株)